

1 自治基本条例とは

市民の豊かな暮らしを、「誰が」、「どのような制度・仕組みによって」、「どのように行うことで」、実現していくかを明らかにしたもの

\*全国でどのくらい、つくられているのか  
標準装備へ

2 .なぜ自治基本条例をつくるのか どのような自治基本条例をつくるのか

(1)自治体を取り巻く状況

- ・地方分権が進む 第3の改革・・・何が変わったのか 「誰が」「どのように」？
- ・人口減少・高齢化が進む・・・人口減 収入源 「誰が」「どのように」？

自治経営の指針

(2)2つの考え方

かつては 自治基本条例=政府(行政、議会)を規制・コントロールする  
「自治体の憲法」=最高規範

今は 自治基本条例=政府が市民のためにがんばる+市民が元気でその力を発揮する  
まちをつくるための道具(憲法)=最高規範

(3)基本となるのは

住民自治の原則 地域のことは自分たちで決める 責任

民主主義の原則 みんなで知恵を出して決める 市民の自律と貢献性(アテネ)

《分かりやすく》

野球は9人でやる ルールとしての自治基本条例

3 .よくある質問・誤解(検討にあたって基本的なこと)

(1)地方自治法があるのだから、自治基本条例はいらない？

地方自治法には何が書いてあるか たとえば「住民」についての条文

(2)国と地方自治の違い

議院内閣制(議会制民主主義) vs 二元代表制(議会制民主主義+首長公選制)

国政(国民生活に身近なこと+遠いことも) vs 市政(身近なこと)

「誰が」「どのように」？

(3)つくり方も決まってくる=9人で野球をするために(一宮市自治基本条例(仮称))を考える会  
が気がつけたこと)

第一原則 内容が十分記述されている=9人が動けるように

第二原則 自治の関係者に十分身についている=9人でつくる

第三原則 実効性が十分担保されて、動く条例となっている=つくった後に効いてくる